

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和6年3月6日 那覇地方法務局 登記官 奥間政勝

記

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項
第3600-2021-0012号	那覇市首里崎山町四丁目155番3